

## 規則

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十九号

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則  
建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則（昭和三十九年埼玉県規則  
第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「登録の証明等」を「登録の証明」に改める。

第二条中「第七号又は第八号の証明等を受けようとする者は当該各号」を「第七号の証明を受けようとする者は同号」に改め、同条第八号を削る。

様式第一号及び様式第二号中「㊸」を削る。

	「
番号	※

及び「※印欄は、記入しないこと。」を削る。

様式第八号を削る。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。